

価格転嫁支援事業 受託候補者募集要領

**令和 8 年 7 月
仙台市経済局産業政策部
中小企業支援課**

価格転嫁支援事業 受託候補者募集要領

1 本書の目的

価格転嫁支援事業の受託候補者の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

別紙「価格転嫁支援事業 業務委託仕様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、受託候補者との協議の中で変更する場合がある。

3 委託上限額（予算規模）

上限 25,000,000 円（一般管理費、消費税及び地方消費税を含む）

※各区分あたり 12,500,000 円を想定

※委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲とする。

4 応募資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体とする。

- (1) 委託業務の内容を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること
- (2) 仙台市と密接な連携がとれる体制を確保できること
- (3) 本業務に関する委託契約を仙台市との間で直接締結できる者であること
- (4) 仙台市の指示に速やかに従うことができること
- (5) 本業務に関連する業務について実績を有すること
- (6) 仙台市に設置される審査委員会でのプレゼンテーション審査に参加することが可能であること
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体及び暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと
- (9) 仙台市税（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (10) 受付期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと
- (11) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中、または、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと
- (12) 現金出納簿等の会計関係書類及び賃金台帳等の労働関係書類を整備していること
- (13) 公序良俗に反する活動を行う等、委託先として不適切な者でないこと
- (14) 提出された書類等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となることに同意すること

5 契約条件

(1) 契約形態

公募型の提案審査随意契約（プロポーザル方式）

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 委託費の支払条件

完了払い

※業務完了後、仙台市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払いを行う。

(4) 契約締結

- ・ 本事業は、価格転嫁に必要となる多様な専門性及びノウハウを確保するため、次の2区分に分けて事業者を選定する。
 - ①企業向け取引（BtoB）価格転嫁支援事業
 - ②個人向け取引（BtoC）価格転嫁支援事業
- ・ 各区分につき契約候補者を1者選定する。仙台市は、契約候補者と個別に契約を締結する。なお、提案者は複数区分に応募することができる。複数区分に応募する場合は、区分ごとに企画提案書及び経費見積書を作成し提出すること。
- ・ 契約については、事前に委託内容、委託料について協議のうえ、随意契約を締結する。
- ・ 契約の締結にあたっては、企画提案書の内容を特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。

(5) その他

- ・ 協議が整った後に、受託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
- ・ 申請内容に虚偽記載等の不正が明らかになった場合は、採択の取り消し、又は契約解除等を行う場合がある。
- ・ 本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。ただし、本委託業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に仙台市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ・ 特別な理由により受託候補者と契約できない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。
- ・ 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存することとし、業務完了後に委託者の閲覧が必要になった場合は協力すること。
- ・ 契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないことがある。

6 公募期間等のスケジュール

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年7月23日（木） |
| (2) 質問票の受付期限 | 令和8年8月7日（金）17時 |
| (3) 応募書類の受付期限 | 令和8年8月20日（木）17時 |
| (4) プレゼンテーション審査会 | 令和8年8月26日（水）午後予定 |
| (5) 審査結果通知 | 令和8年8月28日（金）予定 |

(6) 委託契約の締結、業務開始

令和8年9月1日(火) 予定

7 質問の受付及び回答

本業務等について質問がある場合は、下記により質問票を提出すること。

(1) 受付期限

令和8年8月7日(金) 17時必着

(2) 受付方法

仙台市ホームページより「質問票(別紙1)」をダウンロードし、質問事項を記入の上、本要領11に記載の担当課あて電子メールで提出する。なお、電子メールのタイトルには「価格転嫁支援事業に関する質問」と記載すること。受付期限内であれば質問回数に上限は設けない。

(3) 回答

随時質問者に個別に回答するほか、全質問とその回答を仙台市ホームページに掲載する。

8 企画提案書の提出

本業務の受託を希望する者は、下記により応募申込書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月20日(木) 17時必着

(2) 提出先

本要領11に記載の担当課

(3) 提出方法

電子メールにて提出すること。なお、電子メールのタイトルには「価格転嫁支援事業企画提案書等」と記載すること。

(4) 提出書類

以下のとおり

- ① 応募申込書(様式第1号)
- ② 企画提案書(A4版横の任意様式、下記留意点参照)
- ③ 経費見積書(任意様式、積算内訳を添付)
- ④ 企画提案者の概要が分かる資料(会社案内等)
- ⑤ 定款または寄付行為(法人格を有しない場合は運営規約等)の写し
- ⑥ 履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)の写し等(申請の日以前3ヵ月以内に取得したものに限る。)
- ⑦ 直近の決算書またはこれに類する書類
- ⑧ 仙台市税の滞納がないことの証明書(申請の日以前3ヵ月以内に取得したものに限る。)
(仙台市税の納税義務がない場合には、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税の納税証明書)
- ⑨ 税務署の発行する納税証明書(様式は<その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用>による。申請の日以前3ヵ月以内に取得したものに限る。)
- ⑩ (共同企業体の場合) 企業連合協定書(様式第2号)
- ⑪ 誓約書(様式第3号)

(5) 留意点

- ① 企画提案書は A4 版横に横書き、10 分程度で説明できる量（資料は最大 15 ページまで）とし、ページ番号を付すること。必要に応じて絵・図・フロー図などを用いて分かりやすく記載すること。Word 形式、PowerPoint 形式、PDF 形式のいずれかで提出すること。

- ② 企画提案書には下記事項を踏まえ記載すること。

(ア) 本業務の実施方針

- ・ 業務の目的及び市内中小企業の現状を踏まえ、本事業を実施する上でより有効な支援のあり方・方針を記載すること。

(イ) 業務の実施体制及び業務全体のスケジュール

- ・ 組織図の添付など、本委託業務に携わる職員等の役割分担表を作成し固有名詞も含め具体的に記載すること。本事業全体の実施スケジュールを記載すること。

(ウ) 本業務に類似・関連する業務に係る過去の実績

- ・ 価格転嫁支援等に関し、自社の強み・ノウハウについて記載すること。なお、支援実績がある場合は具体的に記載すること。

(エ) 支援先企業の募集・選定方法に関すること

- ・ 支援先企業を広く募集する方法及び選定方法について具体的に記載すること。

(オ) 支援先企業の課題の抽出に関すること

- ・ 支援先企業の価格転嫁の妨げになっている課題の抽出方法、各課題に対してどのように適切な支援に繋げるかについて具体的支援策を記載すること。

(カ) 適切な支援の実行に関すること

- ・ 応募区分に応じた支援策の内容、実施手順、期待される成果などを具体的に記載すること。なお、各区分 5 社以上の支援を想定している。
- ・ 支援策は実現可能な内容とすること。

※ 以下は想定される支援内容の例であり、これらに限定されるものではない。

【BtoB 価格転嫁支援の例】

原価分析、価格改定根拠の整理、価格交渉資料の作成、取引条件見直し支援、取引先との価格交渉に関する助言 等

【BtoC 価格転嫁支援の例】

商品・サービスの付加価値向上、値上げ戦略の検討、メニュー・価格体系の見直し、消費者向け周知支援 等

(キ) 機密情報の取り扱いに関すること

- ・ 支援先企業および仙台市と機密情報を含んだ資料等をやり取りする際の送受信方法を記載すること。

(ク) その他業務の実施に関して必要な事項

- ・ 必要に応じて記載すること。

(ケ) その他

- ・ 本事業に活用可能な自社の強みがある場合は記載すること。

(6) その他

- ① 企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出書類等は返却しないこととする。
- ③ 提出期限後の提案書の提出、期限後の提案書の差し替え・再提出は認めないこととする。

9 受託候補者の選定等

以下により、受託候補者を選定する。

(1) 選定方法

審査は「価格転嫁支援事業受託候補者選定に係る審査委員会」において企画提案書に基づく応募者からのプレゼンテーションを踏まえて行う。

※一次審査として書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う事業者を決定する。

① プレゼンテーション

開催日時：令和8年8月26日（水）午後予定 ※詳細は応募申込書の提出者に後日連絡する。
場 所：仙台市役所経済局1階作業室（仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル）

② 内容・方法

応募者より企画提案内容の説明を受け、その後審査委員との質疑応答を行う。内容説明の時間は10分以内、質疑応答時間は15分以内とし、企画提案書の内容に基づく説明を行うこと。

※出席者は、1者あたり2名までとする。

※審査委員は、下記の（2）審査基準に沿って企画提案内容の評価を行い採点する。各委員の採点に基づく合計点を合算した総合点数が、各区分において最も高い応募者を受託候補者として選定する。

③ 審査内容

評価については5段階評価（5:最高評価、1:最低評価）とし、審査項目ごとに一定の倍率をかける傾斜配点を採用する。各評価項目において、要件を満たさない場合は0点とし、1項目でも0点を取得した場合は不採択とする。ただし、域内事業者の推進については除くものとする。
また、総合点数が同じ事業者が複数いる場合には、各委員の採点において評価票の「審査項目」の以下の項目の合計点が高い事業者を上位とする。

- ・ 第一優先項目 「業務内容の妥当性」
- ・ 第二優先項目 「実現性」
- ・ 第三優先項目 「趣旨の理解」

(2) 審査基準

審査項目と配点	審査の視点
趣旨の理解【15点】	
・ 業務の実施方針（15点）	・ 業務の目的を踏まえた実施方針となっているか。
実現性【40点】	
・ 業務全体のスケジュール（5点）	本業務を適切かつ円滑に実施できるスケジュールであるか。

・業務の実施体制（10点）	・業務の効果的な実施に必要な人材と十分な人員配置が予定されているか。また、専門性の高い有資格者が十分確保できているか。 ・受託業務を遂行するために必要な経営基盤が確保されており、安定的かつ継続的に業務を履行できると認められるか。
・費用の妥当性・合理性（5点）	・必要経費の積算根拠（単価・数量・内容）が示されており、妥当性また、合理性があるか。
・本業務に類似・関連する業務に係る過去の実績（15点）	・本業務の実行力を示す、企業への伴走支援等に関する実績及びノウハウを有しているか。 ・過去の実績から企業に対して効果的に伴走支援を行うことが見込めるか。
・支援先企業の募集・選定方法（5点）	・支援先企業を幅広く募集するための効果的な周知・募集手法が提案されているか。 ・本事業の目的に沿った支援先企業を適切に選定するための基準・手法が具体的に示されているか。
業務内容の妥当性【40点】	
・支援先企業の課題の抽出（10点）	・支援申込事業者の状況を踏まえた課題の抽出ができるか。
・適切な支援の提案力（15点）	・課題に対して具体的かつ効果的な支援の提案ができるか。 ・支援申込事業者の価格転嫁の実現に向けて、具体的かつ実行可能な支援が提案されているか。
・支援の実行性（15点）	・継続的な伴走支援としての体制及び手法が具体的に示されているか。 ・価格転嫁に向けた具体的かつ実効性の高い支援が実施できる体制・手法が示されているか。
域内事業者の推進【5点】	
・本店の所在地（5点）	仙台市内に本店が置かれているか。業務上必要な場合であり、かつ受託者以外の事業者が関与する場合（再委託等）は、市内に本店を有する事業者を活用するなど、地域経済への配慮がなされているか。

（3）審査結果

採択・不採択の結果については、メール等で通知する。

10 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- ・ 応募資格要件を満たさない場合または委託契約締結までの間に応募資格要件を満たさなくなった場合
- ・ 提出書類に虚偽または不正な記載があった場合

- ・ 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ・ 上記 3 に示す予算規模上限額を超える提案を行った場合
- ・ その他、募集要領に定める条件に違反した場合

11 担当課

仙台市経済局産業政策部中小企業支援課経営支援係

住所：〒980-0803 仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル 9 階

電子メール：kei008040@city.sendai.jp

電話：022-214-1003 FAX：022-214-8321